

(名称)

第1条 長久手市まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長会議(以下「区長会」という。)を設置する。
(令2規程1・一部改正)

(目的)

第2条 区長会は、まちづくり協議会、自治会連合会、区及び市が相互に連絡調整を行うことにより、市の行政運営を円滑にするとともに、まちづくりに関する情報を互いに共有し、活用することを目的とする。

(令2規程1・一部改正)

(構成)

第3条 区長会の委員は、まちづくり協議会長、自治会連合会長及び区長が推薦した者並びに市長をもって充てる。

(令2規程1・一部改正)

(役員)

第4条 区長会に、会長及び副会長(以下「役員」という。)各1人を置き、委員(市長を除く。)の互選によりこれらを定める。

(令2規程1・一部改正)

(任期)

第5条 役員任期は、1年とする。ただし、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、区長会を招集する。

2 区長会の議長は、会長をもって充てる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(区長会の種類)

第7条 区長会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は原則として毎月1回とし、臨時会は会長が必要と認めたときに市長と協議のうえ召集する。

3 市長は自らの出席に代えて、副市長を区長会に出席させ、その職務を代理させることができる。

(令2規程1・一部改正)

(報償)

第8条 委員(市長を除く。)に対して、区長会への出席1回につき7,300円の報償金を支給する。

(令2規程1・追加)

(庶務)

第9条 会議の庶務は、くらし文化部地域共生推進課において処理する。

(令2規程1・旧第8条繰下、令6規程1・一部改正)

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(令2規程1・旧第9条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(長久手市まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長設置規程の廃止)

2 長久手市まちづくり協議会長・自治会連合会長・区長設置規程(平成21年長久手町規程第1号)は、廃止する。

附 則(令和2年規程第1号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。